

趣意書

コロナ禍における会員ホームでのクラスター発生時を想定した、チーム派遣による応援スキーム構築について。

コロナ災害発生時のケアチーム派遣スキーム

Disaster Care Assistance Team : DCAT (ディーキャット) (仮称)

2020年9月

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配ならびに弊協会活動にご理解賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、今般、会員支援の一環として「新型コロナウイルス感染によるクラスター発生時を想定した、チーム派遣による応援スキーム」の構築に向けて準備を進めておりますので、会員の皆さまにご案内申し上げます。

緊急事態宣言が全面解除となった現況においても、感染拡大への懸念は残り、会員の皆さまにおかれましても、細心の注意を払いホーム運営されていることと拝察いたします。

しかしながら、この1、2年は、国全体としてもいつまでも感染拡大に怯え委縮し続ける訳にはいかず、適切に恐れつつ、経済活動も回していかなくてはなりません。当然のことながら、細心の注意を払っていても、高齢者の生活を預かるホームでは、いつ感染が発生してもおかしくない状況だといえます。ましては、感染発現時の初動のちょっとした掛け違いでクラスターになる可能性も否定できません。

いったんクラスターが発生すれば、ホームを運営する法人様の経営面での死活問題になりかねないことはもちろんですが、何よりも介護を必要とされる高齢者の生活を支えるという使命をもって働く同志として、サービスが続けられなくなるという事態は何としても避けなくてはならないと考えます。

このような考えのもと、今般、協会では「ともに助け合い、支え合う心である」互助の精神に則り本スキームを構築する次第です。

会員の皆さまにおかれましては、是非とも本スキームへご参加いただきますようお願いいたします。本趣意に賛同いただける場合には、【別紙】合意書に必要事項を記入のうえ、受付窓口まで返信賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

なお、本スキーム運営にかかる費用の一部は、太陽生命保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社からのご寄付により、新型コロナウイルス感染症対策の一環として対応しています。

謹白

一般社団法人全国介護付きホーム協会
代表理事 遠藤 健

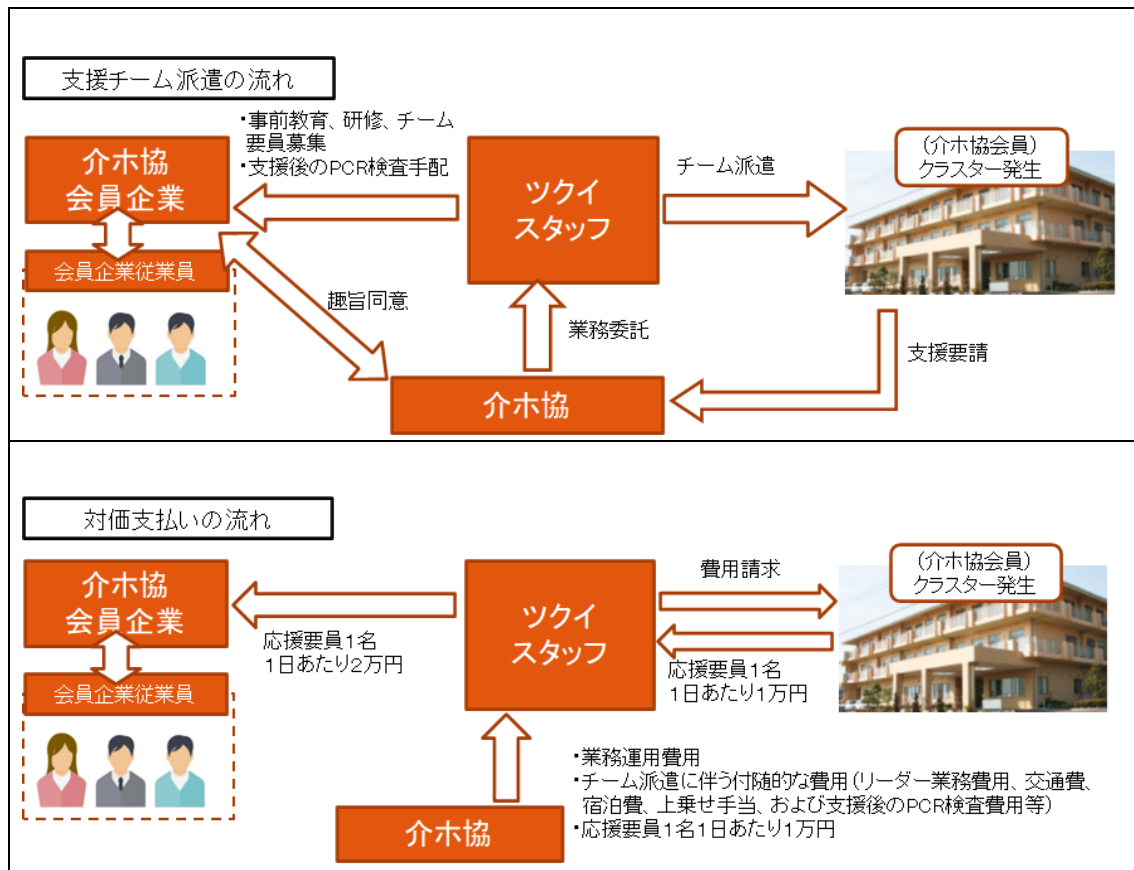
1. 本スキームの概要

全国介護付きホーム協会の会員ホームにおいて、新型コロナウイルスによるクラスター等が発生し、業務運営が困難な状況に陥った場合に、協会内で支援チームを臨時で組成[※]し、現地へ赴く仕組みのことをいいます。

逆の目線からみれば、自身のホームでクラスターが発生した場合に、協会内の他会員法人に応援を要請する仕組みとなります。

※ チーム派遣の組成における「事前教育・研修業務及びチーム派遣のリーダー業務」等のアレンジメント業務は全国介護付きホーム協会から株式会社ツクイスタッフへ業務委託します。

株式会社ツクイスタッフは、株式会社ツクイ（介ホ協の理事会員企業）の人材開発事業が新設分割され分社化し、2016年1月に設立（労働者派遣事業、有料職業紹介事業、教育研修事業）



派遣されたメンバーが属する応援法人に対しては協力金という形で事前に取り決められた業務委託費が支払われます。被応援法人および協会から折半で応援法人に支払われますが、応援メンバー本人に対する実支払金額は会員法人にて決定ください。

2. 本趣意書の当事者

(1) 全国介護付きホーム協会

- ・本スキーム構築の趣旨を会員法人に説明を行い、理解・賛同を得ます。
- ・本スキームの構築の企画立案・インフラ整備にかかるコストを負担します。
- ・チーム派遣の応援法人のメンバー1名1日あたり1万円（2万円※の50%）を負担します。
※ 2万円＝時給2,000円×8時間＋特別手当4,000円
- ・チーム派遣のリーダー業務、交通費・宿泊費等のかかり増し費用を負担します。
- ・応援法人のメンバーに対するチーム派遣終了後のPCR検査実施にかかる費用を負担します。

(以下は株式会社ツクイスタッフへ業務委託を行う。)

- ・チーム派遣の仕組み運営するための事務局業務を行います。
- ・チーム派遣の仕組みを回すための、賛同法人との実務調整や事前教育と研修を行います。
- ・チーム派遣組成時における、協力法人への連絡、招集、およびリーダー業務を担います。
- ・チーム派遣終了後の応援法人メンバーに対するPCR検査の手配を行います。
- ・チーム派遣終了時の関係者への費用の請求および精算業務を行います。

(2) 会員法人（応援時）

- ・本スキーム運営にあたっての協会との窓口業務を担う要員を選定いただきます（自社で支援要請が必要な場合も窓口となっていただきます）。
- ・自社の社員に対して本スキームの趣意と実施要領を説明し、いざという時の出勤可否を確認いただきます。
- ・チーム派遣にて自社からの出勤の要請があった際に、応援可能な要員を募り、出勤要員を決定いただきます。
- ・自社従業員の応援対応はあくまでも会社業務の扱いとしてチーム派遣に参加いただきます（労災等の従業員の保障にかかわる制度は自社のものを適用いただきます）。

(3) 会員法人（被応援時）

- ・自社で感染症が発生したことで業務の継続性が困難と判断した場合に、協会へ支援要請を行ってください。
- ・ホームの責任者はチーム派遣のリーダーとしっかりとコミュニケーションをとり、当面のホーム運営体制を決定いただきます。
- ・チーム派遣の応援法人のメンバー1名1日あたり1万円（2万円の50%）を負担いただきます。本負担は、被応援ホームでの介護事故等による賠償

責任が発生した場合を想定し、チーム派遣のメンバーは、その期間中はあくまでも被応援ホームの使用人の範囲とみなされる形をとっております。「チーム派遣のメンバーは、応援法人と使用従属関係がある従業員である」かつ「被応援法人は業務の一部を応援法人に委託している」こと)

3. その他QA等

(1) 賛同可否の判断について

	項目	内容
①	賛同するにあたっての質問事項はどこにすればよいのか？	本制度運営全般にかかる照会は、介ホ協事務局までご連絡ください。 TEL:03-6812-7110 Mail:info@kaigotsuki-home.or.jp
②	賛同する場合の連絡先はどこか？	賛同法人様の受付業務は株式会社ツクイスタッフへ委託しており、以下へご連絡ください。 TEL:06-6195-3325 Mail:dcat@tsukui-staff.net
③	参加必須なのか？	強制ではありませんが、できるだけ多くの会員の皆さまからご賛同いただき、コロナのみならず後々は災害が多い日本での助け合いの仕組みとなればと考えています。
④	賛同できない場合はどうすればよいのか？	あくまでも、賛同いただける場合において、別紙「合意書」に必要事項を記入のうえ、本スキームの運営事務局である「株式会社ツクイスタッフ」までお送りください。

(2) 出勤、応援受けについて

⑤	賛同した場合、絶対に出勤するのか？	まずは、被応援ホームの場所等を考慮して、株式会社ツクイスタッフから各法人の窓口のご担当者にご連絡させていただきます。その時の状況に応じて可否を判断させていただきます。
⑥	賛同しないと、いざという時に助けてもらえないのか？	まずは応援要請があった場合には、各法人の窓口のご担当者に協力要請のご連絡をさせていただきます。
⑦	発動はコロナ感染時の時だけなのか？	当面本スキームはコロナ対策として運用していく予定ですが、コロナ終息後は災害時応援としての活動も想定しています。
⑧	チーム派遣はどんな陣容で編成されるのか	感染が発生したホームの地域から、比較的近隣法人の窓口の方をつうじて、1週間のヘルプ可否を目途としてメンバーを募ります。それでも集めら

		<p>れない場合は、上記以外の法人の窓口の方を通じて、応援可能な方を社内でヒアリングいただき、個別にご相談させていただくことを想定しています。被害の規模に応じて、5名から10名の応援（+ツクイスタッフからリーダー業務要員が1～2名）体制を想定しています。</p>
⑨	<p>労災の取扱いは自社のものを適用するのか</p>	<p>自社従業員が応援に赴く時は自社業務の扱いとしてチーム派遣に参加いただきます。チーム派遣にて感染した場合には、業務に起因した感染として、自社の労災を適用いただきます。労災の適用については、厚労省から出された令和2年4月28日付けの厚生労働省労働基準局補償課長から地方労働局への通達（基補発 0428 第1号）をご参照ください。また、濃厚接触者の判定がなされた場合には、会社命令による自宅待機として、休業補償や特別休暇等、各社の就業規則に則った対応をお願いいたします。</p>
⑩	<p>応援者による介護事故の賠償責任の取扱いはどうなるのか？</p>	<p>被応援法人にて加入している賠償責任保険にてカバーすることとなります。会社の業務遂行に伴う賠償責任をカバーする保険は、その補償範囲が「使用人」のものとして、一般的には以下のa)、b)、c)が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)会社から賃金の支払いを受けている者 b)会社からの業務委託先との間に使用従属関係があり、業務委託先から賃金の支払いを受けている者 c)会社あるいは業務委託先に派遣された派遣労働者 <p>本スキームの応援者は上記b)に該当します（被応援法人は、協力金の50%を応援法人に支払うことで、ヘルプを業務委託する形となります）。</p>
⑪	<p>自社社員が応援から戻ってきた後、待機させるための人件費は介ホ協持ちなのか？</p>	<p>出勤いただいた応援社員に対しては、応援の後にPCR検査を受けていただきます（費用は介ホ協負担）。よって、その後の待機させる場合に発生する費用については、現段階では介ホ協の負担費用としては想定しておりません。</p>